

中央青山監査法人に対する行政処分について

昨日、金融庁から、カネボウ（株）の粉飾事件に関して、中央青山監査法人に対して業務の一部停止2月（平成18年7月～8月）、関与社員であった公認会計士に対して登録抹消或いは業務停止1年の行政処分が行われた旨公表されました。この度の事件及びその処分が、資本市場及び関係する企業に対し、多大なご迷惑をおかけしたことを大変残念に思っております。資本市場への影響を最小限とすべく、日本公認会計士協会として最大限の努力を行っていく所存です。

協会は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、公認会計士監査の信頼性を早急に回復し社会の要請に応えるため、まず、職業会計士自身が自らの業務の改善と規律の高揚に努め、自主規制の強化により公認会計士業界が一丸となって取り組んでいかなければならないとの決意を新たにしているところです。

協会は、カネボウの監査人3名の逮捕を受けて、昨年9月16日、会員に対して、公認会計士の社会的使命を自覚し独立監査人として厳正な監査に取り組むよう注意を喚起するとともに、同10月25日、会長声明において、4大監査法人に自主規制によるローテーションの見直しの要請、職業倫理及び監査の品質管理に関する研修の義務化、新たに設定された監査に関する品質管理基準への対応等の諸施策を公表し、所要の規定の整備を終え実施の段階となっております。さらに、本年4月6日付会長声明においては、上場会社監査事務所部会の創設及び同部会への登録制導入の構想を示しました。

協会は、現在、本年7月の定期総会において自主規制機能の強化のための協会組織ガバナンスの改革、さらに本年秋に開催予定の臨時総会における監査の品質の向上策としての上場会社監査事務所の登録制度の導入、職業倫理規則の包括的整備等に係わる会則改正を目指し、具体的な施策の検討に取り組んでおります。

改正公認会計士法の施行（平成16年4月1日）以来実施してきた一連の施策に加え、現在検討中の自主規制施策が一体となって機能し、さらに、公認会計士・監査審査会によるモニタリングが行われることにより、監査の品質の維持・向上が確保され、公認会計士監査の信頼性の回復が図られるものと確信しております。

なお、今回の行政処分に伴う当面の手續その他の問合せに対応するため、当協会内に相談窓口（担当：審査・倫理・相談課 03-3515-1131）を設置いたします。

平成18年5月11日
日本公認会計士協会
会長 藤 沼 亜 起